

空き家をお持ちの方へ

相談窓口を 開設 しました

こんなことで
お困りでは
ありませんか？



売りたいん
だけど…

解体は
どこに頼むの？

どこに相談
すればいいの？

適正な管理
方法って？

費用はいくら
かかるの？

ご相談はまず
お電話で
申込用紙をお送りします

空き家管理等相談窓口

☎ 077-522-1615

FAX.077-523-1602

E-mail shiga-sa@mx.bw.dream.jp

ホームページ <http://shiga-akiya.jp>



滋賀県空き家管理等基盤強化推進協議会

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1丁目1番18号 建設会館3階

(公社)滋賀県建築士会

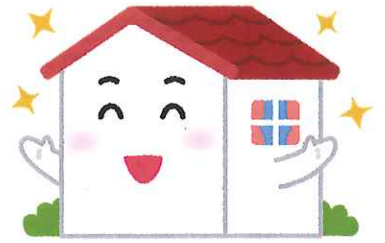
大津市におの浜1丁目1番18号 建設会館3階
TEL.077-522-1615 FAX.077-523-1602

(公社)滋賀県宅地建物取引業協会

大津市京町3丁目1番3号 逢坂ビル3階・4階
TEL.077-524-5456 FAX.077-525-5877

空き家の適正管理について

近年、県内でも「空き家」が増加し問題が発生しています。
あなたの家、あなたの家族が住んでいた家は大丈夫ですか？



なぜ問題なの？



生命に
危害!?

市町村に苦情・相談・要望として寄せられた事例によると、「家屋の倒壊・破損」、「落雪」などが発生しており、これにより**生命・財産に危害**を及ぼしたり景観を損ねるなど、様々な形で住民の生活に影響しております。

持ち主の責任は？



損害
賠償!?

建物が倒壊し、物が落下するなどして**近隣の家屋や通行人などに被害を及ぼした場合**、その建物の所有者は**損害賠償**など管理責任を問われることもあります。

匿名で相談できるの？



実名は
ちょっと…

相談はできます。

ただし、相談内容によっては専門の団体(サポーター団体)と連携して対応することがあります。その際には、氏名・相談の概要をお伺いすることで、相談窓口と専門の団体(サポーター団体)と連携した対応が可能となります。(個人情報相相談以外に使用することはありません。)

大丈夫
かしら…



ご安心ください。
専門の団体が
ご相談を
お受けします!



下記の団体がこの事業をサポートします。

- (公社)滋賀県建築士会
- (公社)滋賀県宅地建物取引業協会
- 滋賀県弁護士会
- 滋賀県司法書士会
- 滋賀県土地家屋調査士会

- (公社)滋賀県不動産鑑定士協会
- (公社)滋賀県社会福祉士会
- (一社)滋賀県建設業協会
- 全日本不動産協会滋賀県本部
- シルバー人材センター



お問合せ先

滋賀県空き家管理等基盤強化推進協議会(公益社団法人 滋賀県建築士会内)

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1丁目1番18号 建設会館3階
TEL.077-522-1615 FAX.077-523-1602